

様式1-1

じん肺診査経過処理簿

No.

受付 番号	受付 年月 日	提出又 は申請 の区分	提出者 又は 申請者	提出又は 申請に係 る人数	診 査 年月日	じん肺管理 区分決定者		再・追加検査等指示者				未決定 者 数	備考
						人数	じん肺 管理区 分通知 年月日	氏名	提出 年月 日	診査 年月 日	じん肺管 理区分通 知年月日		
		
		
		
		
		
		

備考

「提出又は申請の区分」の欄は、次により記入すること。

法第12条に基づく提出：「12」

法第15条第1項に基づく申請：「15」

法第16条第1項に基づく申請：「16」

法第16条の2第1項に基づく命令に係る提出：「16の2」

別紙 1

様式1-2

じん肺診査状況

(提出又は申請の区分)

(枚中 枚目)

番号	受付番号	受付年月日	業種	事業場名(住所)	氏名(生年月日)(住所)	粉じん作業の内容(従事年数)	申請等の内容				診査結果			資料返年月日	管理区分通知年月日	備考	
							前回決定		今回の申請		所見等(合併症)	管理区分	再検査等についての意見				作業転換についての意見
							内容	備考	医療機関等	所見等(合併症)							
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						
							PR			PR	PR						
							F			F	F						
							(年)			()	()						

備考

年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

ⓐ

(注)

本様式は、旧じん肺法に規定される「じん肺診査経過処理簿」(様式1-1)及び「じん肺診査報告書」(様式2)を統合したものであること。

様式1-1及び様式2を使用するか、本様式のみを用いるかは各局の実情に応じて選択すること。

「所轄署又は局」の欄には、所轄労働基準監督署名(法第15条第1項による申請で申請者の最終粉じん事業場が他の都道府県労働局の管内にある場合には、当該都道府県労働局名)を記入すること。

第 年 月 日 号

再・追加検査実施
物件提出 命令書

労働局長 印

年 月 日 本職あて（提出申請）のあったじん肺管理区分の決定に関する（提出申請）について、提出された資料ではじん肺管理区分の決定ができないため、下記期限までに下記に掲げる（再・追加検査を実施しその資料を提出）するよう、じん肺法第13条第3項（第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき命じます。

なお、この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この命令に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合は除きます）。

記

氏名	住所	再・追加検査の内容	提出すべき資料	提出期限	備考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

- 備考 1 再・追加検査を命ずるときは、「再・追加検査の内容」の欄にその検査の方法を記入し、かつ、「提出すべき資料」の欄にエックス線検査等の結果を証明する書面等を記入すること。
2 物件の提出を命ずるときは、「提出すべき資料」の欄にその具体的物件名を記入すること。

別紙 1

様式4

第 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長 殿

労働局長

じん肺管理区分の決定について

じん肺法（ 第12条 ・ 第15条第1項 ・ 第16条第1項 ・ 第16条の2第1項 ）の
規定により（ 提出 ・ 申請 ）のあった ほか 名に係る
標記の件については、別紙のとおり決定してよろしいか、別添資料を添えてお伺いする。

〈添付資料〉

1. エックス線写真 枚
2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚
3. その他の参考資料

備考 （ ）内の該当する条文及び内容を○で囲むこと。

第 号
平成 年 月 日

作業転換勸奨書

殿

労働局長

貴事業場の下記の者は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理3イに該当しており、じん肺による肺機能障害があると認められるので、本人と十分話し合いの上、これらの者を粉じん作業（じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。）以外の作業に転換させるよう、じん肺法第21条第1項の規定に基づき勸奨します。

なお、作業転換が行われた場合には、当該労働者に対してじん肺法第22条に規定する転換手当を支払うとともに、作業転換の実施及び転換手当の受領について当該労働者の署名又は記名押印を受けた書面を本職あて提出して下さい。

記

氏名	住所	氏名	住所

備考 上記の表における行については、必要に応じて増減すること。

別紙 1

様式6

作業転換実施通知書

平成 年 月 日付け 第 号によって勸奨のあった下記の者については、粉じん作業以外の作業に転換し、転換手当を支払いましたので通知します。

記

氏名	住所	転換年月日	転換後の作業内容	転換手当の 支払年月日	当該労働者 の署名又は 記名押印
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日	

平成 年 月 日

事業者 職
氏名

Ⓜ

労働局長 殿

備考 上記の表における行については、必要に応じて増減すること。

第 号
平成 年 月 日

作業転換促進書(乙)

殿

労働局長

貴事業場の 氏は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理3口に該当するので、健康管理上粉じん作業(じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。)以外の作業に転換させる必要があります。ついては、本人と十分話合いの上作業転換の実施に努めて下さい。

なお、作業転換が行われた場合には、下記事項を遵守して下さい。

記

1. 氏を作業転換させたときには遅滞なく、右の通知者に所要事項を記入の上、本職あて提出すること。(じん肺法第21条第3項)
2. 氏が常時粉じん作業に従事しなくなった日から7日以内に労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する額の転換手当を支払うこと。(じん肺法第22条)

別紙 1

様式7(2)

作業転換実施通知書

平成 年 月 日付け 第 号に係る 氏
については、下記のとおり粉じん作業以外の作業に転換しましたので通知します。

記

1. 転換年月日 平成 年 月 日
2. 転換後の作業内容

3. 転換手当支払年月日 平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

事業者 職 氏名 ⑩

労働者 氏名 ⑩

労働局長 殿

別紙 1

様式8(1)

第 号
平成 年 月 日

作業転換促進書(甲)

殿

労働局長

貴事業場の 氏は、別添じん肺管理区分決定通知書のとおりじん肺管理区分が管理3口に該当し、今後なお粉じん作業(じん肺法施行規則第2条に定める作業をいう。以下同じ。)に従事するとじん肺のために就業できなくなるおそれがあります。

したがって、至急粉じん作業以外の作業に転換させることが必要であり、同人と十分話合いの上、作業転換の実施を検討して下さい。

なお、転換の具体策ができれば直ちに様式8(2)の書面で本職あて報告して下さい。

別紙 1

様式8(2)

作業転換合意報告書

平成 年 月 日付け 第 号に係る 氏
の作業転換について、下記のとおり合意しましたので報告します。

記

1. 転換前の作業内容
2. 転換後の作業内容

平成 年 月 日

事業者 職 氏名 (印)

労働者 氏名 (印)

労働局長 殿

第 年 月 日 号

作 業 転 換 指 示 書

殿

労 働 局 長 ⑩

貴事業場の 氏は、先般通知したとおりじん肺管理区分が管理 3 口に該当し、今後なお粉じん作業（じん肺法施行規則第 2 条に定める作業をいう。以下同じ。）に従事するとじん肺のために就業できなくなるおそれがあります。

したがって、同人を粉じん作業以外の作業に転換させるよう、じん肺法第 2 1 条第 4 項の規定に基づき指示します。

なお、この指示について不服があるときは、この指示があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます（指示があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

また、この指示に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指示があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（指示があった日から 1 年を経過した場合を除きま

す。）。ただし、指示があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、指示の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

また、作業転換が行われた場合には、下記事項を遵守して下さい。

記

1. 氏を作業転換させたときには遅滞なく、作業転換報告書に所要事項を記入の上、本職あて提出すること。
2. 氏が常時粉じん作業に従事しなくなった日から 7 日以内に、労働基準法第 1 2 条に規定する平均賃金の 6 0 日分に相当する額の転換手当を支払うこと。

別紙 1

様式9(2)

作業転換実施報告書

平成 年 月 日付け 第 号によって指示のあった
氏については、下記のとおり粉じん作業以外の作業に転換いたしましたので
通知します。

記

1. 転換年月日 平成 年 月 日
2. 転換後の作業内容

3. 転換手当支払年月日 平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

事業者 職 氏名 (印)

労働者 氏名 (印)

労働局長 殿

様式11

審 査 請 求 書

①	審査請求人の氏名及び住所又は居所	氏名 住所等 〒 (TEL)
	審査請求に係る処分を受けた者の氏名及び住所又は居所	氏名 住所等 〒 (TEL)
	審査請求に係る処分	<input type="checkbox"/> じん肺管理区分が管理 の決定 (文書番号) <input type="checkbox"/> 不作為行為 <input type="checkbox"/> その他 ()
	審査請求に係る処分をした都道府県労働基準局長	労働局長
	審査請求に係る処分のあった年月日	平成 年 月 日
	審査請求に係る処分のあったことを知った年月日	平成 年 月 日
②	審査請求の趣旨	
③	審査請求の理由	
	処分庁の教示の有無及びその内容	(有 ・ 無)
④	じん肺法第 19 条第 7 項の利害関係者の氏名及び住所	氏名 住所等 〒 (TEL)
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
	平成 年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 殿	⑩

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ①中の審査請求に係る処分欄の文書番号は、じん肺管理区分決定通知書の最右上に記載されている。

様式12 弁明書提出通知書

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

(処分庁等) 〇〇 〇〇 官印

弁明書の提出について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)をもって提出要求のあった、(審査請求人)から提起された(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に対する弁明書等を、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 弁明書 正副〇通(別添)
- 2 添付書類 〇〇〇〇 1通(別添1)
△△△△ 1通(別添2)

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇については差し支えないが、△△△△については・・・により、認めるべきではない。ただし、△△△△のうち、□□□□に関する箇所(別添3参照)を除いた部分については、閲覧等を行うことは差し支えない。^(注)

(注) この文は添付書類の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

別紙 1

様式13 証拠書類等送付通知書

事 務 連 絡

平成〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

(処分庁等) 〇〇 〇〇

当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出について

平成〇年〇月〇日付けをもって（審査請求人）から提起された、(処分庁)が行った〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載)に対する審査請求(事件名・事件番号がある場合はこれらを記載)に関して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第32条の規定により、当該処分の理由となる事実を証する下記物件を別添のとおり提出します。

記

- 1 〇〇〇〇 1通
- 2 △△△△ 1通
- 3 ◇◇◇◇ 1個

なお、提出した物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人が閲覧等を行うことは、〇〇〇〇及び◇◇◇◇については差し支えないが、△△△△については…により、認めるべきではない。^(注)

(注) この文は添付物件の閲覧等に対する意見の内容に沿って適宜変更されたい。

別紙 1

様式15 補正命令書

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

(審査請求人)殿

(審査庁) 〇〇 〇〇

審査請求書の補正について

平成〇年〇月〇日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により、平成〇年〇月〇日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

- 1 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 2 審査請求の趣旨

(注) 上記の記載内容は一例である。

別紙 1

参考様式例（様式12 処分に係る弁明書提出通知書の添付書類の例）

1 審査請求に係る決定申請者及び内容

- (1) 決定申請者氏名 ○○ ○○
- (2) 決定申請者住所 ○○県○○市○○町○○番地
- (3) 決定内容 管理区分 ○ 【PR ○/○ F (○○)】

2 審査請求の趣旨

○○○○（氏名）は、平成○○年○○月○○日、じん肺法第15条第1項の規定に基づき、○○労働局長に自らのじん肺管理区分の決定に関する申請を行った。

この申請に対して○○労働局長は、平成○○年○○月○○日付○○号をもって、○○○○（氏名）のじん肺管理区分を同法第4条第2項の規定に基づき、管理○と決定した

○○○○（氏名）は、この決定に不服があるとして、○○労働局長の決定の取り消しを求める審査請求を厚生労働大臣に行ったもの。

3 処分の内容及び理由

管理区分 ○ 【PR ○/○ F (○○)】

粉じん作業歴 ○○として、昭和○○年から平成○○年まで○○年間行った。

胸部エックス線写真 平成○○年○○月○○日撮影（○枚）

CT写真 平成○○年○○月○○日撮影（○枚）

所見 平成○○年○○月○○日のじん肺審査時に、○○労働局の担当官より、○○○○（氏名）に係る職歴等の説明を受けて、審査を実施した。

標準エックス線フィルムと胸部エックス線写真とを比較読影し、さらにCT写真を読影したところ、右肺野上部に○○が見られたため、12階尺度の○/○であった。

平成○○年○○月○○日実施の肺機能検査では、%肺活量が○○%、1秒率○○%、%1秒量○○%であることから、著しい肺機能障害が○○○。

以上のことから、管理区分○と判定したものである。

【閲覧等に対する意見】

- ・○○○○については、開示を認める。

別紙 1

参考様式例（様式12 不作為に係る弁明書提出通知書の添付書類の例）

1 審査請求に係る申請者及び内容

- (1) 申請者氏名 ○○ ○○
- (2) 申請者住所 ○○県○○市○○町○○番地
- (3) 不作為内容 じん肺管理区分の未決定

2 審査請求の趣旨

○○○○（氏名）は、平成○○年○○月○○日、じん肺法第15条第1項の規定に基づき、○○労働局長に自らのじん肺管理区分の決定に関する申請を行った。

この申請に対して○○労働局長は、平成○○年○○月○○日現在、じん肺管理区分の決定を行っていない。

○○○○（氏名）は、この対応が不作為に当たるとして、審査請求を厚生労働大臣に行ったもの。

3 不作為の内容及び理由

処分をしていない理由 地方じん肺診査医によるエックス線写真等による審査において、確認すべき事項があったため、まだじん肺管理区分を決定できていないため。

予定される処分の時期 標準処理期間どおりにいけば○月△日ぐらいであるが、本件の場合には□日程度遅れる見込み。

予定される処分の内容及び理由 標準エックス線フィルムと胸部エックス線写真とを比較読影し、さらにCT写真を読影したところ、右肺野上部に○○が見られた。本病変について、慎重な検討が必要であり、現時点ではじん肺管理区分決定の結果がどうなるかは不明である。

【閲覧等に対する意見】

- ・○○○○については、開示を認める。